



SHIBECHA

しべちや 議会 だより

第77号
平成22年8月1日発行

発行/標茶町議会
編集/広報調査特別委員会
電話/(015)485-2111
住所/標茶町川上4丁目2番地

六月第二回定例会（六月十五日・十六日）

二十二年補正予算可決

一般会計

2億1,743万4千円の追加

一般質問 町政を問う

5名・7件の質問（3、4ページ）

予算特別委員会

3名8件の総括質疑（5、6ページ）

条例の一部改正・意見書

特集《議員定数問題》（8～19ページ）

第二回臨時会（五月二十八日）十二名案否決

・住民直接請求による標茶町議定会定数条例改正案

第二回定例会・現行十六名を十四名に



完成待ち遠しい 標茶小学校工事現場

二十二年度一般会計・国保会計

補正予算

六月十五日～十六日の日程で開催された第二回定例会では、一般会計及び国民健康保険特別会計の補正予算が提案され、いずれも原案通り可決しました。

一般会計

2億1,743万4千円の追加

主な内容

- ・ 口蹄疫対策 500万円
 - ・ 風雲橋解体調査 2,000万円
 - ・ 防雪柵設置 1,903万円
 - ・ 標茶中茶安別線道路改良 4,659万3千円
 - ・ 学校パソコン整備 5,010万円
 - ・ 国保特別会計へ繰出金 5,100万円
- 二十二年度国民健康保険事業勘定特別会計は、328万7千円を減額しました。

第二回臨時会

平成二十一年度

一般会計補正

第二回臨時会では平成二十一年度一般会計の補正も報告され、これを承認しました。

一般会計では5,115万6千円を減額して、最終予算は114億164万1千円となりました。

条例の一部改正

標茶町税条例の一部を改正

地方税法が改正され、町民税では六十五歳未満の公的年金等の所得者で、特別徴収対象の給与所得者については年金所得に係る税額を合わせて特別徴収することができるようになりました。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正

地方税法が改正され、医療給付費分の課税限度額を四十七万円から五十万円

に、後期高齢者支援分の限度額を十二万円から十三万円に改めるものなどです。

標茶町介護保険条例の一部を改正

市町村の措置によって、特別養護老人ホームの入所者に対し、利用料・居住費及び食費の負担軽減措置が、二十二年三月まで講じられてきましたが、当分の間、延長されることになりました。

第二回定例会

条例の一部改正

標茶町議会会議規則の一部を改正

年四回の定例会においてのみ行われる、町政全般にわたる議員主導による政策論議である一般質問は、従来、その回数を三回までであったのを、論点を明確にし、より深く議論できるように「一問一答」形式にしました。

意見書

意見書第四号

北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書

国においては、本道農業・農村の担い手が将来にわたり意欲と希望を持って営農ができるとともに地域の個性を生かした多様な農業を展開できる実行ある施策が実現されるよう要望するものです。

意見書第五号

ワクチン接種に関する意見書

現在一部の市町村では独自でワクチン接種費用の助成を行っていますが、道民がいつでも安心してワクチンが受けられるよう要望するものです。



問

職員の接客・接遇について、いすに座ったままでの振り向き対応、専門用語への説明不足などの指摘を受けたので改善すべきと考える。国の動向により、地域住民の来庁が多くなる予想され、役場に行けば何とかしてくれる、教えてくれる、安心便利な役場づくりの一環として、役場に来庁し町民が窓口対応した職員の接遇、対応について、挨拶、言葉づかい、身だしなみ、態度などをどのように感じ、どれ位満足して、どこに不満を持ち役場をあとにしたのか、接客・接遇満足度調査を行い、改善すべき事項の把握、又、満足されている部分の更なる改善等へつながることを目的にアンケート調査を実施してはどうか。

田中敏文
議員

接遇のアンケート調査を

町長 再度指導の徹底を図りたい

答

住民ニーズの多様化や政策・制度の変更等も

加わり、質的向上が求められ、職員の意識改革が重要とされている。新規採用職員には接遇研修を実施し、一般職員には集合研修等を通じ民間の研修指導機関や外部研修機関を通じ研修指導しているが、再度、指導の徹底を図りたい。接客・接遇満足度調査の提案は、昨年実施した標茶町第四期総合計画策定に向けて、同主旨の見提案があり、当面、これらを活用したい。また、役場、各出先機関に設置している「まちづくりポスト」を活用し、意見を聞き、住民が必要としているサービス、各種申請交付、認可、援助等に対して、住民の視点に立って、正確に、速やかに、心地良く提供し、指摘を受けた意見に銘じて指導の徹底を図りたい。



一般質問

町政を問う

第二回定例会では五名の議員が一般質問を行いました。質問と答弁の要旨は次のとおりです。

問

働く親が安心して働くことができるよう、町では保育所の保育時間の延長、早朝保育など取り組んできた。しかし、小さな子どもを抱えて働いている共働きの親、あるいはひとり親のみなさんの中には、その支援の枠の外でなお解決できない実態がある。たとえば急な残業、働いている時間帯の子ども病気の病児、保育所や習い事等への送り迎えなどで困っている働く親の切実な要望があることについてどのような現状を認識しているか。

答

子育て支援のニーズが多様化している中、本町においても、急な発熱や病気、病後の預かりや母親の勤務形態による幼児・児童の送迎、短時間預かりの要望があることから、次世代育成支援行動計画に「ファミリーサポートセンター」の設置を計画していたところである。有資格者のサポーターの発掘や、事業実施主体を福祉関係団体などに広げ、設置に向け取り組みを進めていきたい。



保育園児

安心して働けるために病児、緊急時のあずかり事業を

深見 迪
議員

町長 設置に向け取り組みを進めたい

道内、釧路管内ではすでに、社会福祉協議会や社会資源を活用し働く親の代わりに、急

黒沼俊幸
議員

本町の口蹄疫の対策は万全か

町長 ウイルスを侵入させない水際の対策を実施

問

四月二十日宮崎県で口蹄疫が発生して以来五十日ほど経ったが、いまだに終息の報告はなく、宮崎県はもとより各地で厳戒体制が敷かれている。本町の酪農家・畜産農家では、BSEのときに経験したことから

違った未知の面での不安が高まっている。先の五月二十八日の臨時議会以降の家畜自防協の対応と多和育成牧場の他県からの移入の状況はどうなっているか。また、昨年、沼幌に和牛の大規模飼養施設がつくられた安愚楽牧場は、自防協の指示に従って防疫体制を行っているかなどについて伺う。

答

五月二十七日、二十八日の二日間、すべての偶蹄類飼養農場へ「炭酸ソーダ」一袋、六月五日からすべての家畜飼養農場へ「消石灰」十袋の配布を行った。標茶町対策本部の設置については、宮崎県外での発生が確認された時点で設置



農場入口にまかれた消石灰

し、危険レベルは全国同じという認識を持ち侵入防止に努めていくことを確認した。発生の際、地元対策本部の業務は、二十四時間体制の公道での消毒ポイント設置、発生農場での殺処分、埋却処理、検診、広報があるが、「標茶町災害対策土木協議会」「標茶町酪農振興会連合会」「標茶町消費者協会」「標茶町商工会」など多くの団体の協力も得て全町挙げた体制で対策を行う。標茶町育成牧場の道外牛受入は、標茶町農協の要望を受け六月一日に中止をした。五月三十一日までの受入は百四十六頭である。(株)安愚楽牧場は、責任者との対応を行ったが、防疫体制、家畜、社員の移動などで問題となる事業はなく、絶対、ウイルスを侵入させない認識を確認している。

伊藤淳一
議員

次期町政担当の考え方について

町長 立候補することを決意

問

池田町長の一期目の任期が四ヵ月ほどとなった

が、今日、社会を取り巻く状況は少子高齢化、家畜糞尿やごみ処理など環境問題、経済低迷による雇用と公共工事の減少など多くの課題が押し寄せてきた。

これからの十年にわたる第四期総合計画が平成二十三年度より始まるが、今年には計画立案の重要な年にあたることから産業振興、教育振興、

医療、福祉の振興など数多くの課題が山積している。次期町政担当について、立起の考えと担当しようとする上での重点政策の考え方について伺う。

答

より多くの町民が健康で、日々の暮らしに喜びや幸福を感じることができ、住んで良かった、これからも住み続けていきたいと思える町を目指し、これまでみんなで育んできた、共に知恵を出し合い汗を流す協働のまちづくりの一層の前進を図りながら、町民の皆さんの熱い思いを、一つでも多く実現できるよう、微力であるがふるさと標茶のために、引き続き、全力で取り組んでいく覚悟を新たにし、来るべき町長選に再度立候補することを決意した。

次期町政の重点政策は作成中の第四期総合計画に寄せられた、多くの皆さんの思いも大切にしなが、しかるべき時に示したいと考えている。



町長室

改正過疎法制定による事業計画と方針は

町長 九月定例会に提案予定

問 二十一年度をもって期限切れとなる過疎地域自立促進特別措置法〔過疎法〕を二〇一六年三月まで延長することと同法改正案が本年三月国会で可決、成立した。

過疎法は人口減少率や財政力指数などの要件を満たした市町村を過疎地域に指定し、地方交付税で元利償還の七割を手当する過疎債の発行を認められることか

ら、これまで本町においても起債の性格上、ハード事業等を主に行ってきた。改正による財政支援として地域医療の確保・住民の日常的な移動のための交通手段の確保などソフト事業等

にも広げられたが、今後の過疎対策は地域の再生・地域の自立がキーワードであると思うが次の点について伺う。

① 過疎債充当事業の成果についてどのように総括されているか。

② 改正によるソフト事業の計画はあるのか。

③ 改正による事業計画の方針を示す時期は。

答

①この五年間においては二十九事業、起債額は5億8、100万円

で、道路整備、治水事業、下水道整備、消防力向上等々まさしく本町の活性化を牽引してきた制度であり、必要不可欠な制度であると考えている。

②現在、策定の作業を進めているが、制度活用できるものについては積極的に活用したい。

③事業集約を行った後、新たな総合計画も念頭におき、道との協議を経て九月の定例会に提案する。

その他の一般質問

深見 迪議員

米軍の矢別への訓練移転を認めるべきではない

問 五月二十八日の日米両政府の米海兵隊普天間基地「移設」に関する共同発表に、「米軍の活動の沖縄県外への移転の拡充」がはつきりうたわれている。

日米共同発表に基づく矢別への訓練移転が実施されれば現在でもひどい騒音がさらに拡大され、危険も出てくる。また、戦闘用ヘリコプターの騒音で、酪農に対する被害も増大する。

答

矢別演習場への訓練移転に関する可能性については、報道での情報のみであり、防衛局並びに北海道などからも一切情報は入っていないが、議員が懸念しているヘリコプ

ターの騒音が与える酪農に対する影響については、私も危惧するところである。すでに本町は、実弾射撃訓練を受け入れる苦渋の決断をしている。本町としては、今後も住民の生活や生産を守るとの基本姿勢で事態に対処していきたい。

平川 昌昭議員

生活習慣病対策等の課題と改善策について

問

我が国における食生活や生活様式の変化によって生活成人病にかわり、ガン、脳血管疾患、心疾患が主要な死亡順位になっており、疾病予防の観点から本町において、生活習慣病対策における課題と改善策についてどう取り組んでいるのか。

学校での健康教育や健康相談活動によるメンタル的な推進と充実が児童が将来にわたって心身ともに健康に生きていく力を育むための基礎となっていくと思うが二点について伺う。

① 予防対策の重要性、必要

性の認識についてどの様に考えているのか。

② 学校保健安全法が定める健診等の実施についてはどう進めていくのか。

答

平成二十年度から各医療保険者に対し、生活習慣病の原因とされるメタボリック症候群の早期発見を目的に40歳から74歳までを対象とした特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられたが、今後の生活習慣病対策については特定健康診査の受診率の向上を図っていく。

① 小中学校の保健に関して『健康な生活と疾病の予防』を指導しており、養護教諭による指導、相談、学校給食を通して食育などを行っている。

② 昨年四月「学校保健安全法」が一部改正されたこと保健指導が加わったことから各家庭、専門機関との連携を密にした児童生徒の生活習慣病予防を進めていく。



小学校の保健室

総括質疑

総務

住民負担軽減のための国保への一般会計繰り入れは歓迎

深見 迪議員

問 補正予算で国保会計に5、100万円の町独自の一般会計からの繰り入れが計上されている。

町長は、「本年度の国保税は、一世帯当り4万8、940円引き上げしなればならない状況であるが住民の負担軽減のため、本年度の保険料率は据え置く」としてと報告した。

答 このことは、高い国保税と厳しい経済情勢の中で歓迎すべきことである。同時に町は、国に対し、国庫補助率の引き上げを要望していくべきと考えらるがどうか。

答 国民健康保険制度あるいは国民の医療保

険制度がどうあるべきかというところが基本的な問題ではないかと思う。

国保は同じ保険制度ながら、給付は同じであるが負担が違うという矛盾が出てきている。そういった面では、当然、国庫補助率の引き上げ等についても要望していくべきだと思う。

国保税

館田 賢治議員

問 三月の昨年度予算で、今回5、100万円の繰り出しについて、ある程度無制限というわけにはいかない。経済対策として打ち出した町長に聞きたい。

答 国民健康保険事業の広域化、いわゆる都道府県単位で行っていくと、一般会計の中の硬直化

を防ぐには、均等割とか平等割とか、応能・応益の割合を大きく余り変化させない形で、あるべき水準まで改善をしていく方策をとらざるを得ない時期が来ると考えている。

標茶町としての繰り出しをしていくための基準についてある程度の考えをもっているのか。

問 経済対策として国民健康保険税の据え置きをして一般会計から繰り入れ、この過程の中で、改善検討もしなければならぬ。今後あるべき姿についての議論を議会ですていきたい。

答 国保運営の広域化が再編されることを望む。広域の形が整えるような努力を管内挙げてやることが私たちの使命と思うが決意を聞きたい。

問 早い時期に、少なくとも全道規模の広域化を考えていきたい。出来れば全国規模というのが必要と思う。

火葬場の改修は

後藤 勲議員

問 八月に工事が始まるが30万円の委託料は、どういう計算なのか、窯を大きくするというのはどうなるのか。二基を一度に工事するのか。予算4千万円から余ったものについて、控室などの改修はできないのか。

答 火葬許可は市町村長の権限になって、本町が工事で炉を休止する期間は弟子屈町の炉を使用する。弟子屈町の火葬の使用料は標茶町と違い1万円となっている。本町は6千円なので差額が生じるが、本



火葬場

農林

農村公園「夢広場」の運営は

館田 賢治議員

問 阿歴内の夢広場、運動レッキングコースの管理状況、馬の調教はどのようになっているのか。

答 乗馬の体験ができる施設ということを特徴的に出し現状においても、保育園の幼児等の散歩、付近住民の散策が中心と認識している。それに加え、乗馬クラブが設立されてお



阿歴内農村公園

り、乗馬体験等に活用がされている状態である。トレッキングコースは、近いうちに確認をする。

一頭が乗馬の用に供されており、もう一頭については周辺の牧歌的な景観をつくるため等に活用されている。農村公園として管理を委託している部分があり今後、確認したい。

今後、放牧用の馬については育成牧場との協議、連携をとり、必要に応じ配置をしていきたい。



口蹄疫対策をする育成牧場

口蹄疫による育成牧場の影響は

館田 賢治議員

問

口蹄疫の影響で収入が当初の計画より減るのではないかと。対策として牧場の企業努力はどのように考えられるか。

答

府県牛の入牧は六月予定の一五六頭は断つたが九月入牧分が順調に入ると、ある程度被害は防げる。最大で3,000万円程度減収になる可能性があるが、今まで築いた信頼関係をもとに、今後とも努力し地元牛も増やし、牧場本来の業務を職員と一生懸命やりたい。

教育

通報制度は父母と学校の信頼関係を損なう

深見 迪議員

問

北海道教育委員会による「教育における法令等違反に係る情報提供制度」の内容は何か。

答

六月九日受付で通知が来ている。要綱の内容は、「学校及び教職員の法令等違反に係る道民からの情報提供を広く求める」という内容である。

問

教育委員会としては、父母にどのように伝えていくのか。このような父母による教職員に対する通報制度は、父母と学校との信頼関係を損なうと考えるがどうか。また、町内で解決できない問題が今まであったのか。

答

学校経営というのは、校長と教職員との信頼関係に基づいてやるということ、校長がしっかり職務を全うすることによって法令違反等が起らないようにしていくことが大切だと考える。こういった通報制度自体とうとあってはならないし、そのようなことが起こらないように対応していきたい。また、校長の指導のもとにしっかりとした学校経営ができるようにしていきたい。



標茶町教育委員会

社会教育

パークゴルフ場の管理向上を

館田 賢治議員

問

ときわパークゴルフ場は、非常にクロー

バーが多いなどプレーがしやすく、しっかり芝を刈ってほしいとの要望がある。有料でもあるので状況について聞く。

答

ときわパークゴルフ場は、高齢者事業団に一括委託しているが、芝刈りの状況は、例年どおり六月までは週一回、6月以降は週二回のペースで行っている。

長雨が続き、刈り入れがずれたことも影響した。その頃プレーされた利用者には迷惑をかけた。今後、状況を踏まえ対応していきたい。



ときわパークゴルフ場

現行16名を2名減

次の一般選挙から

14名に

5月28日

第二回臨時会

直接請求による議案

(議員定数を十二名に改める)を否決

条例改正請求代表者田村守氏から、議員定数を十二名にする直接請求が町長に提出され、これに基づく議員定数改正案が第二回臨時会で審議されました。

臨時会では活発な討論が行われ採決の結果、改正案は否決されました。

当日は、傍聴席に入りきれないくらいの住民のみならずが傍聴され、熱心に議論に耳を傾けていました。臨時議会での議論の様子をお知らせします。

請求代表者の意見陳述

田村 守氏

それでは、私の意見を述べさせていただきます。

本議題は、先ほどの資料及び町長のお話のとおり、条例の定めるところにより開かれるものであります。

それは、法定数一四八名以上の署名があれば足りるところ、大幅に上回る一、一三九名の町民のご署名をいただきました。

このことは、今私どもが取り巻く環境が、まことに

大変なときにさしかかっていると思えます。離農は相次ぎ、先ほど口蹄疫のお話がございました。そんな農家の環境がまことに悪化しております。あわせて、町の事業者の方々の廃業は目につき、急激な人口減となっております。

その中であって議員数だけが変わらないということ、は、変わらないということの町民の反発にほかならないと思えます。それは、わずかな期間で集めさせていただきますました一、一三九名

の皆さんの総意かと思っております。

さて、定数に関してですが、昨年、議員定数に関する集まりをもたれたわけでございますが、その結果はいかがでございましたでしょうか。話は行き詰まり開店休業の状態と聞いております。

そこで、私たちは今年に入りまして二・三人の間がどうしたらよいものかと思案の末、それでは委員会を傍聴しようということになりましたが、なかなか前例とか今までの慣例とかというところで実現しませんでした。なぜゆえ、前例・慣例にしばられるのでしょうか。前例・慣例は議員さん自ら作るものではないかと思っております。時代とともに変わっていくものと考えますし、開かれた議会あるいは町政を口にされている皆さんには、自らそれを閉ざしていると言わざるを得ません。まして、今回の案件に対しても前例がございましたでしょうか。もし

あるのであればお示しをいただきたいと思います。残

念ながらその前例はないと思えます。はじめての案件であり前例や慣例などあるはずもありません。その時々時代、人によって作られるものと思っております。今回のこのことが、良き先例として町政に生かされることを期待しております。

傍聴を要望しても許可されることがなくなり、それではどうしたら良いかということになりましたが、みんな考えて抜き、法的に肅々とやらざるをえぬだろうということに話がまとまりまして、限られた時間の中で手分けをして署名に走ってまいりました。

その中で感じたことは、町民の皆さんはそれぞれ関心があるということ。私が回った中には、全員が十四名十六名は多すぎると申されておりました。そして十二名でもまだ多いという方もおります。できれば十名もしくはそれ以下にしても良いというご意見もありました。

総じてみれば、十四名もしくは十六名は町民の目線

特集 議員定数

からみれば問題外であります。今回提出の十二名が全体の妥当な数ではないかと思っております。もし、仮に議員さんがその心がありますならば、それ以上踏み込んだ数字を提示できるのではないのでしょうか。そうすれば、町民の議員さんに対する見方も変わってくると思えますがいかがでしょうか。

とは申せ、議員の皆様には、直接利害にかかわる問題ですので、なかなか口にも出せずお悩みのことと思えます。

しかし、町民の感覚目線からすれば、これは議員の方々が提起をし決定していただくのが、最良の方法ではないでしょうか。それができなかったことを私たちは残念に思います。

ここはどうか、たかが一、一三九名とは思われず、されど一、一三九名の町民が署名してくれたんだと謙虚にお考えになりご判断をいただきたいと思います。

もし、だめとなれば後は、先ほど提案された町長の再提案もしくは議員提案しか

議員定数関係の主な審議の流れ

月 日	会議名等	内 容
平成21年 6月11日	議会運営委員会	議長から、議会運営委員会に議員定数の検討を含む「議会改革の取り組みについて」諮問。議会運営委員会は、議員定数等の検討を始める
10月28日	議会運営委員会	「議員定数等に関する意見を聞く会」を開催
12月7日		標茶町議会議員の定数削減等を考える会(会長 菅原宝作)から「次期選挙までに標茶町議会議員の定数を12名以内に削減を求める陳情」(陳情第5号)が出される
12月8日	議会運営委員会	議会運営委員会の議員定数に関する検討結果について14名とする内容を全議員に報告
12月9日	第4回定例会	上記陳情は陳情第5号として総務委員会に付託
12月14日	議会運営委員会	議員定数を14名とする中間報告書を議長に提出
平成22年 2月8日	総務委員会	陳情第5号の審査を行い、陳情者・狩野徹会長代行の意見陳述を行う
2月17日	総務委員会	陳情第5号の審査を行い、「議員定数については、昨年議会としても取り組んでおり、現在も協議中、12名以内に削減するという数字にはとらわれるものではない」との意見を付し全会一致で不採択とした
3月5日	第1回定例会	陳情第5号は、総務委員会の「不採択とすべきもの」との委員長報告について表決の結果、賛成全員で、不採択となった
5月18日		条例改正の直接請求を行うため署名活動を行っていた田村守代表は、1,139名の署名簿とともに、議員定数を12名とする条例改正案を町長に提出
5月28日	第2回臨時会	直接請求に基づく議員定数改正案を審議するため臨時会が開催され、請求代表者の意見陳述、討論の後、表決の結果、議員定数を12名とする改正案は賛成少数で否決
6月16日	第2回定例会	議員定数を13名及び14名とする議員提案が2件出され、表決の結果14名とする議員提案が賛成多数で可決

なくなりませんが、そのわずらわしさははかり知れませんが、今回で終わりにしていただきたいと思えます。

しかし、それぞれの案件がことごとくだめとなれば、町民の意志を無視した議員の特権意識を出されたエゴとしかいいようがありません。主権者は誰なのかという疑問もわいてきます。主権者は議員ではなく町民であって、その結果が

一四二名あれば足りるところ一、一三九名という多くの人が署名をしてくれたことにほかなりません。そのことを踏まえればおのずとおわかりいただけるものと思えます。さて、もしもすべてにだめと言われますならば、法にしたがって不返転の決意で淡々と町民に信を問わざるを得ません。賢明なる議員の皆様のご判断を仰ぎたく思えます。

最後に、言い過ぎや言葉の足りない点がありました。このことについてお詫び申し上げます。ともに、この議場で耳を傾けてくださった方々に、また署名等で走り回ってくれた仲間、そして、関心を示していただき協力していただいた町民の皆様にお礼を申し上げ終わりたいと思います。ありがとうございます。

討論

反対討論

伊藤 淳一議員

私は、議員削減はやむなしと考えますが、今提案の議員定数を十二名とするのことに對しての、反対の討論をいたします。

平成十二年四月の地方自治法により、議員定数については「議員定数は条例で定める」と法定定数制度から条例定数制度に改められました。

そして今日、各自治体、近隣の町村での議会の議員定数のありようが話題となっています。全国町村議会議長会での委員会報告の中でも、「議員定数の明確な理論的な根拠はない」と言っています。しかし、報告の中の中身をさらに引用させていただければ、「議員定数は、行政改革や経費削減といった観点のみで論じるべきでない」とも言っています。「人口、面積、職域など住民の多様なニーズ・意思を反映することが大事」と続けています。

以上、概念的なことを申し上げましたが、私は、先ほど申し上げましたとおり、標茶町の議員定数は現行の十六名から数名削減することはやむを得ないと考えています。しかし、現状から四名を減じて十二名にしたいという考えには反対であります。

その理由は、一つとして、議会は監視機能、施策策定機能、住民代表機能を果たす役割があり、そのような点から、議員の幅広い人材の確保が必要であります。

二つ目として、他の町とは人口の同じ規模のところと比較されて論じられていますが、標茶の違いは戸数の五〇から一〇〇、二〇〇から三〇〇と集まっている地区の構成が標茶市街地を除き五地区あります。そういった標茶市街地以外の地区からの議員選出の状況、地域の実情の把握や目配りが困難となります。このことは、時同じく道議会の議員定数削減の是非が昨日、一昨日と新聞に載っていました。都支部は厚く、地方、町村部の議席ばかり減

るようになれば、地方の声が届かなくなると危惧しているのと似ています。

さらに、議員定数は現行よりも四減ではなく二減ぐらいにとどめるべきと考えるのは、先ほど申し上げた住民代表機能、議員の幅広い人材確保という点からです。私が議員になった平成三年は、昭和三十四年以來議員定数が二十二名だったのが二名減となり二十名となりました。平成十一年の改選では、二十名から二名減の十八名、それから八年後の平成十九年の改選では、十八名から二名減の十六名、いずれの時も二名減ですが、単純に二名減と考えられがちですが、全体の数がその都度小さくなっての二という数字は全体に對しての比率は大きくなるものです。それが四名減ということは、その差はさらに大きくなるわけであり

ます。したがって、大きな影響があるかもしれないという不確定なことから、段階的な減じ方にとどめるべきと考える理由です。

また、委員会構成、議会の活動、それらがどのようになつていくのかも考えなければなりません。

以上のことを考えたとき、減じる人数は二名ぐらいいにとどめ、四名減とすべきでないとの考えで、提案に對して反対するものです。

補足ではありませんが、数日前、私の所に「中オソベツ、一町民より」という封書がきました。中オソベツとは珍しいなと思いつつ開封いたしましたら、何の文章もなく、ただ過日の「議員定数削減を求める直接請求を提出した」という北海道新聞、釧路新聞のコピー一枚だけでした。削減をしないというのか、それとも中オソベツの住民からということを考えますと、現在オソベツ、久著呂、沼幌いわゆる御久沼地区から議員が出ていないことから、現行から大幅に議員定数を削減すると困るということなのか。私は後段のことを言いたいのだろうというふうに思うところであり

ます。

そのことをさらに付け加えさせていただきます、私の反対討論といたします。

賛成討論

黒沼 俊幸議員

議案第三十二号について、町長から提案があり「標茶を良くする会」の會長田村さんから、定数条例改正請求の要旨の説明がありました。私は、この議案に賛成する立場から発言いたします。

本町の歴史は、今年平成二十二年が入植開町以來二五周年となる節目の年になつております。くしくもこの記念の年に町民の方々が千百余名という多くの署名を集めて、条例の改正請求をされました。これからの議会運営は、思い切つて現在の定数を四名減じて、少数精鋭で行なつていけるものと主張されたものと考えます。地方自治の確立が叫ばれる今日ですが、実態は国・道の交付金・補助金が、一般会計予算ではその六割を占める状況が続いており、近年では、数年前に

平成の大合併といわれた町村合併が釧路管内でもありました。本町は、自立の道を歩んで今日に至っております。

機構改革も収入役の廃止や農林課と農業委員会事務局の兼任や、商工観光課の廃止に代表されるところで

すが、簡素化が一段と進んできております。しかし、まだまだこの程度ではスリム化は満足はいかないと考えます。なぜなら、少子化時代に入り、人口が急激に減っているからです。本町

はまことにこの点は農村村部においても顕著であります。

今回、「標茶を良くする会」の会長が求めるところは、平成二十三年四月の選挙は、人口減のことばかりでなく、先例や慣例にとらわれない健全な行政への提言と受け止めました。

私は、十五年の四月の選挙で議員になりましたが、その時の定数は十八名、二回目の十九年の年は十六名でありました。二名減員が二回続きましたが、七年あ

り、十二名の定数でも議会の行政へのチェック機能はな

ら問題ないと考えております。四名減により議会費の思い切った削減をはかり、行政の改革を進める推進力となると考えております。

終わりになりますが、署名された方々の意を酌んで賛成をいたしたいと存じます。

反対討論

菊地 誠道議員

議案第三十二号、標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての意見を述べたいと思います。

まず、今の地方議会のおかれている現状についてであります。地方分権の推進とともに、自治体の自主的な決定と自己責任の範囲が拡大する中で、地方議会が町民の代表機関として、議会はそのもてる機能を十分に発揮し、町民の負託にこたえ、より積極的な、効

果的な議会活動が求められております。

標茶町においても、依然として厳しさが続く財政状況の中で、少子高齢化、人口減少、社会経済の悪化等、様々な課題に直面しております。

一方では、他の町村議会においても、厳しい町村財政の状況を反映し、議員定数を見直す動きが広がり、議員定数も減少してきております。

このような現実を踏まえ、さらには今回の直接請求に示された民意を議会として、さらには議員として十分に議論されなければならぬと考えるところでもございます。議員定数については、議会運営委員会において、昨年の六月よりさまざまな角度から積極的に検討してまいりました。結果、中間報告をもって全員協議会に諮ったところでございます。残念ながら統一見解を出すまでには至らなかつたところでもございます。

私は、議員定数の削減にはある程度理解をすることがあります。しかしながら、議員定数の大幅な削減については、若い人たちが女性の方々の議会への進出が大変難しくなり、限られた人しか議員になれない心配もするところでございます。そのことよって、さまざまな意見の反映が議会にされなくなる心配もするところでございます。

以上のことから、私は議員定数条例の一部を改正する条例の制定については反対をいたすところでございます。

終わります。

賛成討論

後藤 勲議員

私は、標茶を良くする会代表田村守氏の出された条例案に賛成する立場から、一言申し上げたいと思います。

昨年来から署名活動等大変御苦労され、今日に至つたことに敬意を表します。また、本日、ここにお忙しい中、傍聴にこられました皆さん、大変御苦労さんでございませう。

本来であれば議会そのものが、早急に意見をまとめ、町民の皆様方にお示しをし、理解を求めることが筋かと思いますが、諸般の事情により、このような事態になつたことは、私も議会の一員として、非常に残念であり、また、情けなくも思っています。

今までの経過等につきましては、皆様よくご存知のことと思っておりますので、あえて申し上げませんが、昨年、政権が変わつたことにより、テレビ、新聞等で毎日

のように報道されている沖縄の問題、そして、事業仕分け、少しでも無駄を省くことをしています。このことにより、国民はもとより、町民そして私たちも非常に政治に関心をもってきています。ましてや、人口の減少化などを考えてみても、この標茶町においても同じことが言えるのではないでしようか。

近隣町村をみても議員の削減は、ごく当たり前のようになってきています。ただ単に、面積が広いか

ら議員の削減が出来ないというの、私は理由にならないと思います。確かに定数削減というのは、自分たちで自分の首を締めつけることであり、苦しいわけですが、私も、私たちは何とい

つても、町民あつての議員であります。このことを決して忘れてはならないのであります。これだけ多くの町民の皆さん方が要望している削減案でありますので、あえて受け入れ、私も削減される分、少人数で質の向上に努め、よりよい標茶町をつくり上げていくため、努力いたします。

よって、私は、町民の声を謙虚に受けとめ、この条例案に賛成をし、ここにおられる議員の皆様が一人でも多く賛同いただけることを望み、終わりたいと思います。

反対討論

末柄 薫議員

標茶町議会議員の定数を十二人に改正する条例が付議されましたが、これに反対する討論を述べさせてい

ただきます。

議員定数についての考え方ですが、議会として議員が何人必要なのか明確な理論的な根拠がなく、大変難しい問題ではあります。これまで標茶町議会は、みずからの判断により、議員定数削減を実施してきております。

何回かの削減で二十二人から十六人、現在の数に至っておりますが、例外なく二人ずつの減で現在に至っております。

また、議員の一人当たりの人口でございますが、これも五〇〇人前後、標茶町の人口の減少とあわせて、ほぼ統一されてきております。

私も、平成十一年の選挙から議員をさせていただいておりませんが、平成十九年の選挙で十八人から十六人、この定数減での選挙を経験させていただいております。

このときの二人の定数削減で、その後気づかされたのは、一般質問が減少傾向にある。十八人の時には、一定例会あたり五・五人、平均すると五・五人ありま

したが、十六人に削減になってからは、一議会あたり四・四名でございます。その差〇・九人、およそ一名減少しております。また、質問の件数でも、十八名のときは九・七五件ですね、平均すると。十六名になつてからは八・〇八件。一・六七件少なくなつてきております。

このことは、もし議員定数を現在の十六名からご提案の十二人へと大きく削減したとき、一般議案の審議を含めて質疑全体が減少しないか、減少するならば議会の機能に大きく影響を与えないか、懸念されるところであります。

次に、今、国会で審議中ですが、地方自治法が改正されようとしております。この改正では、九十一条の削除が予想されております。この九十一条は市町村議会の議員定数の上限を決めている九十一条であります。現在、標茶は十八名の上限値であります。この上限値を撤廃することによって、このことはもし必要があれば議員定数を増や

してもいい、そのように理解できることでもあります。もし、この自治法の改正がなつたとしても、現在の社会情勢下では、定数を増やすという議会はごくまれではないかな、そのように考えられますが、今後の地方分権で自治体もみずから政策を形成し実施することが増加していく。要するに大きくなつていく。そのように考えられ、同時に議会もチェック機能もこれまで以上の機能が求められるようになっていきたいと思います。

今、急いで議員定数を十六から十二名、大きく四人も削減するのではなくて、法改正のこの行方を慎重に見守る必要性もあるのではないかと考えております。

直接請求の要旨には、酪農家とか農業、商工業者の相次ぐ廃業、公的機関のこの町内からの撤退、これらによる急激な人口減、そのような状況があり議員定数の削減を求めるとあり、一、一三九名もの請求、これを私も重く受けとめさせていただきます。が、付議された条例案では、議員定数が

十二名となつており、議員一人当たりの人口も七一人と多くなつております。そして、隣接の町に準じて実施すべきだとの求めであります。私は、標茶町は標茶町独自の考えで実施すべきであり、諸条件のことなつた隣接の町に左右されることではないと考えております。

また、先の総務委員会で審査されました陳情五号「次期選挙までに標茶町議会議員の定数を十二名以内に削減を求める陳情」、これらについても全会一致で不採択をした経緯がございます。

これらのことから、私はこの条例の改正案には反対をいたします。以上で終わります。

館田 賢治議員
今日、本当にここに一、一三九名の人からの署名を受けて、この直接請求の条例改正を議論すると、このことが非常に私にとって、情けなくもなしとい

賛成討論

館田 賢治議員

今日、本当にここに一、一三九名の人からの署名を受けて、この直接請求の条例改正を議論すると、このことが非常に私にとって、情けなくもなしとい

うか、本当残念でありま
す。これほど議会が、また
議員が町民の皆さんから信
頼を失っているということ
は、これはもう非常に重大
なことだなど。この大変な
事態を私は真摯に受けとめ
ているところであります。

ただ、この条例改正の結
果が、この結果がどうあれ、
その後のですよ、町民と議
会との関係、そして町民と
町政との関係、それらのこ
とを考えると、本当に憂慮
をしながらここに立たさせ
ていただいているというの
が本音であります。

さて、私は、標茶を良く
する会の代表、田村守さん
から出されました、この条
例改正請求には賛成をする
ものであります。

一つは人口であります。
人口も平成十五年の九月、
このときに議員定数の削減
を行っております。このと
きから、今年の三月まで約
六年と六カ月であります
が、九一四人の人口が減
であります。単純に計算を
しますと、議員定数にして三
名以上の減に値するなあと
考えたわけであります。

さらにもう一つは、町民
の経済であります。今の経
済状況であります。あまり
にも町の経済が長い不況に
活路をみいだせないでいる
この現状。議会もやはり先
頭に立って、それに答える
という姿勢が必要だと、そ
ういうふうにはまらずとい
うということであります。

さらには、隣の町やなん
かと比べてはいけないとは
申しますけれども、やはり
住んでいる人がたにしてい
ると、隣の町がどうだとい
うことは気になることであ
ります。隣接する弟子屈町
であります。標茶とは面
積の違いこそあれ、人口は
ほぼ同じであります。議員
定数十二でがんばって、今
いるところあります。一
人なにか亡くなっているそ
うですから、今現状は実質
一人がそういう立場ですか
ら十一人ということのよう
であります。この事実、
また、昔のようにそれぞれ
の地域が不便で何もかにも
何もないと、道路もないと、
道路もほしい、橋もほしい、
俺の地域に砂利の十台もほ
しい、二十台もほしい。毎

日がこういうようなことで
あれば、学校もほしい、会
館もほしい、こういうこと
であれば、議員は地域で町
民の多様な利害を反映する
ためには、議員の数は多
ければ多いほどいいという考
え方もありますが、現在は、
一応一定のインフラ整備は
整ったと、こう思っております。
だとして、こう思っており
ます。だとすれば、議会は
政策の場ととらえてみる
と、やはり町民の皆さんが
おっしゃっている、議員は
少数精鋭でがんばれと、が
んばって日常をやれと、こ
の町民の声に私は理解がで
きるわけあります。

したがって、この条例改
正請求は天の声であり、民
意と受けとめて私は賛成を
するものであります。賢明
な議員の皆さんには、ご賛
同をお願いをして終わりに
いたします。
終わります。

反対討論

深見 迪 議員

私は、議案第三十二号、
標茶町議会議員定数の一部
改正に反対する立場から討

論いたします。

討論に先立って、私は今
回住民のみなさんが町政に
ついて住民から発議する直
接請求、その権利を行使し、
条例の改正について町政に
対し、直接意見を述べると
いう積極的な行動とその他
努力に対し、敬意を表した
と思います。

意見の違いは別にして、
住民のみなさんの直接請求
によって、こうして議会で
町政や議会のあり方につ
いて議論が展開されるとい
うことは、有意義なことであ
ると考えます。そのうえで、
私の今議案に対する反対の
考えを述べたいというふう
に思います。

私が今回の議員定数削減
案に反対する第一の理由
は、議会はより多くの町民
の意見を反映すべきだと考
えるからです。

そもそも議会は、有権者
の民意を、どれだけ政治や
行政に反映させることがで
きる制度にどう改革する
か、この基本的立場が貫か
れていなければなりません
。議会制民主主義の根幹
に関わる問題ですから、憲

法と地方自治の精神を厳し
く守る立場を貫くことが大
前提であり、そのことが、
住民の暮らしや福祉、教育
にも、大きく関係してくる
のではないのでしょうか。

削減の大きな理由の一つ
として、同程度の人口の町
と比較して標茶町の議員数
は多すぎるので肩を並べ
べきであるということが述
べられていきます。しかし、
議員の定数は単に人口比の
側面からのみ見るべきでは
ないと考えます。

標茶町の行政面積は、近
隣の町村と比較して一・四
倍から二・五倍でありま
す。このことは、単に面積
の広さを表すだけではなく
て、そこに暮らす住民の複
雑な暮らしや思いの広さも
あるということでありま
す。

議員の大きな仕事の一つ
は、住民のみなさんの声を
どう議会や町政に反映させ
るかであります。市街から
遠く離れて、一人住んでい
るこの標茶を切り開いてき
た住民の方もいらっしや
います。そこに足を運ぶこと
も議員の大切な仕事である

と私は思います。

同程度の人口である近隣の町と単純に比べても、人口は同じ程度であっても学校数や保育園の数が標茶町は一・四倍から二倍であります。たとえば学校数でいえば標茶町の十六校に対して、お隣の弟子屈町は八校、厚岸町は十一校、保育園は標茶町で九カ所に対し、弟子屈町は三カ所、厚岸は六カ所であります。他町村と比較して農地面積も広く、道路も長いことなど、どれをとっても行政のするべき仕事の量は格段に多いのです。

そのことは、隣の町の一・五倍を超える予算にも表れています。そしてそれはすなわち、議員や議会のなすべき仕事や活動が多いことにもなるのではないのでしょうか。

反対の第二の理由は、議会には行政をチェックする大きな役割が求められているということ。四名削減することは行政をチェックするという議会の機能を弱めることにつながると私は思います。

国政が混迷を極めている今、介護保険制度、後期高齢者医療制度、国民健康保険等町民の健康と安全を保障すべき医療保険、教育、子育てなど、公共サービスの子エック機能の強化こそ求められていると思います。

農業、林業、商業、土木、建築など、町を支える産業の発展の課題も山積みです。議員を削減してどうやってチェック機能を強化させるのでしょうか。提案は、「議員削減と議会機能強化をどう両立させるのか」という疑問にはまったく答えられないと考えます。

町民が議員削減を望んでいるとの理由ですが、町民の中に「議員定数を減らせ」という声があることは私も承知しております。これは、多くの住民の方々の、「議会は住民の期待にこたえていない」という批判でもあると思います。

このことは今後も議会改革の第一の課題として、厳粛に受け止めなければならぬと考えます。しかしながら、住民のみ

なさんの期待は、議会が「暮らしと仕事、営業を守るために働くこと」であり、議員削減はその本質ではないというふうに考えます。

町議会は、住民のもっとも身近な議会として、住民の声を自治体に反映する住民の代表機関です。行政のチェック、住民要望の反映、立法機能という他では代われない重要な機能を持っています。ですから、議会は、町長から提案される条例や予算の審査だけでなく、みずから条例提案や予算修正などの機能を発揮する。議員がそれぞれの立場で住民の要望実現に力をつくす、これが本来の議会の姿だと思います。

第三の理由は、これから地方分権が進み、自治体の権限と仕事は増える傾向にあるということ。このことは、当然それをチェックする議会の役割も大きくなることを意味します。

議会の役割が大きくなる時に、議員を減らすのはさかさまではないでしょうか。これではますます議会の比重が低下することとな

ります。

反対の第四の理由です。提案では、厳しい財政状況にあり、議会も身を削って範を示すべきだということも削減の理由に挙げられておりました。

しかし厳しい時代だからこそ、議会がこれまで以上にがんばって、何がムダで何が必要かを見極めることが大事ではないでしょうか。議会費は今年度一般会計総額のわずかに〇・七％です。これは、管内でも最も低い方のレベルでもあります。この中の四人分の経費を削ることよりも、一般会計の残りの費用の九九・三％、この町のお金の使われ方がどうなのかをチェックすることが、町民が議会に求めている役割ではないでしょうか。

私は議会が行政との緊張関係を保ち、行政へのチェック機能を果たし、町民の意見を本会議や委員会で見映するといった、町民が期待している議会本来の役割を果たせば、おのずと議会の権威は高まり、住民の皆さんの信頼も得るものと考え

えています。

住民のみなさんの声が町政にとどいていないではないかという声も聞かれます。本当に町民の声にこたえる道は、私たち議員が町民の期待にこたえて、町政とのパイプ役をしっかりと果たすことであり、機械的な議員定数削減では到底解決し得ないことであると考えます。

その立場から今後も議会改革を含め、住民のみなさんの期待にこたえるべく奮闘することをみずからにも言い聞かせながら、定数削減の今条例には反対することを表明するものです。以上で、私の反対討論を終わります。

反対討論

田中 敏文議員

私、十二番、田中敏文はこの懸案に反対をする討論をさせていただきます。

まず、議員定数を考える際に議会のあり方、民主主義の問題から考えることが大事であります。議会は、憲法第九十三条

にうたわれているとおり、議決機関であり、住民から直接選ばれる住民代表機関であります。議会の意思は住民の意思とみなされるものであり、住民の意思を反映させる機能が求められております。

そのため、議員の任務は大変重要であります。

一つは、議員は住民の要求の多様化・複雑化にともない、広範囲な意見を議会に反映させる任務をもっております。

二つ目は、町長のおこなう事務の執行について、しっかりと監視していく事、つまり執行機関に対し監視をする任務があります。

三つ目は、議会での審議の公開、いま町政は何が問題になっているのか、何が課題なのか、町民に明らかにしていく事が求められております。

四つ目は、町の条例は議会の議決によって制定されます。今臨時議会でも予算や条例の議決の結果が町民の暮らしを左右します。大変大事な任務をもっております。

このような重要な役割をもつ議会の議員定数削減は、憲法と地方自治法によって保障された民主主義をゆるがし、多面的な住民の意思を反映しなければならぬ自治体に、欠陥が生じることになります。

定数を削減することは、青年や女性など色々な階層や地域から選出されにくくなります。議員は地域代表ではありませんが、人口の少ない地域では、地域産業の危機に加え、学校の問題や集落のことなど課題が山積しております。地域の声を議会に反映させることは、町政にとって大変重要であります。

定数を削減することは、その声をさらに狭くする事は間違いありません。このように定数を減らすことは、町民の声を町政に反映させる議会の機能を低下させる事になります。

次に、議会のチェック機能が低下することが懸念されます。議員定数を減らし、チェック機能が高まつたという話は聞いたことがありません。少数より多数

でチェックする事が機能を高めることになります。

さらに多種多様な意思を議会に反映させることが、行政に対するチェック機能を強める事になります。

各階層から議員が選出されてこそ、チェック機能も高まり、チェック機能を高めるためにも、定数削減には反対をいたします。

憲法と地方自治法は、議会と首長が対等平等であります。抑制と均衡によって地方自治と民主主義を保持する、二元代表制をとっております。

議員の定数を減らす議案を提出されたことは、まことに残念なことでもありません。たしかに、全国的に定数削減の声が高いのも事実です。

これは、町民の皆さんが「議員は何をしているんだ」という強い批判からくるものだと思います。

議員を削減すれば、議会の質が高まるのでしょうか。少数精鋭は質の向上とは違うと思います。選挙上手の人が議員になるだけで、というのが一般的です。

もしそうなれば、議会の質は低下することになります。

いま必要なのは、定数削減ではなく、このような議員に対する不信感を取り除くための議会改革であります。議会全体の質的向上です。今、議会に身を置く者は、みずから研さんし、町民の付託に応える議会の質の向上、そして将来に禍根を残さないように議会制民主主義を守ることです。

私はその立場から議員定数削減に反対いたします。十二番、田中敏文は、この議案に対する反対討論といたします。

反対討論

川村多美男 議員

私は、ただ今上程の条例に反対の立場から、私なりに意見を申し述べさせていただきます。

私は、平成十一年度に、議員定数、先ほどもありましたが、二十名から二名削減の定数十八名で、標茶町議会議員選挙で初当選させ

ていただきました。現在、三期目の半ばでございます。平成十五年度の改選前には、根拠があいまいな議員報酬三％削減案が議員提案され、反対討論、賛成討論の末、反対多数で否決した経緯がございます。

その後、町民の中から、私が反対したことに対して、不満の声を受けまして、平成十五年度、私にとつては二期目を指す標茶町議会議員選挙では、定数十八名から二名削減の十六名に、また、議員報酬は五％の削減、さらに、町の収入役の廃止を公約として掲げ、審判を受け、当選後、最初の六月定例会において、議長、副議長、委員長、議員の報酬を一律五％削減の議員提案を行い、全会一致で可決し、同年、八月から報酬の減額を施行し、現在に至っております。

また、議員定数は平成十五年九月定例会において、平成十九年度から二名減の定数十六名にすべく議員提案し、反対討論、賛成討論の末、賛成多数で可決し、平成十九年度の一般選挙が

ら議員定数十六名とし、現在に至っております。

さらに私は、行財政改革の一環として、収入役の廃止については、十五年九月定例会におきまして、一般質問し、収入役の任期満了をもって廃止すべきと主張、提案し、翌年の三月の任期満了をもって廃止を推進いたしました。当時、私以外の十人の議員の皆様とともに、議員報酬五％の削減、議員定数二名の削減による議会改革、そして、収入役の廃止に伴う行財政改革、いわゆる歳出の削減を推進、実現してきた経緯がございます。

また、平成二十二年度一般会計歳入歳出予算、10億6、600万円の歳出における議会費は、6、888万1千円で、0・六％でございます。主な内容は、議員報酬で3、955万2千円職員期末手当で1、450万3千円となっており、当初予算における議員報酬の比率は0・三九％であります。

平成二十一年六月十一日付で議長から議会運営委員

会に諮問のあった「議会改革の取り組み」といたしましては、二十一年十一月十六日に「議員定数に関する意見を聞く会」を開き、町民の意見を聞く機会を設けるなど、延べ八回にわたる議論の末、現在の議員定数十六名を次期選挙から二名減の十四名とすることで全会一致し、平成二十一年十二月二十二日に議会運営委員会といたしまして、議長に中間報告した経緯がございます。

近隣町村議会においても、厳しい財政状況を反映しまして、議員定数を見直す動きが広がり、議員定数も減少傾向にあるのは、私も承知しております。地方分権社会にふさわしいチェック機能としての機能、議員個々の議員力を最大限に発揮しつつ、町民の信頼と付託に十分こたえ、的確に反映できる議会であるべきと考えます。

また、若い世代、各層の町民が議会で活躍できる環境も必要と考えます。議員定数削減は、平成十一年度以降では、二名削減

が主流であり、現行の定数十六名から一気に四名を削減することは、逆に多くの民意を削減することにつながるかと考えられますことから賛同はできません。

私といたしましては、議会運営委員会で議長に中間報告いたしました、現在の議員定数十六名を次期選挙から二名減の十四名とすることを遵守し、上程されました条例の制定には反対であり、反対討論といたしたいと思っております。

反対討論

平川 昌昭議員

このたびの、標茶町議会議員定数条例の一部を改正する案につきまして、前段、改正請求の要旨の説明を受けたわけでございますが、反対、賛成の中で述べられた方々のやや重複する部分があるかと思いますが、お許しをいただきますと思います。

まさに人口の減少と財政の窮迫がつづく全国の町村で、議員定数を削減する流れは止まらない状況にある

ことは十分認識しているところでもあります。同時に議会議員を削減することにより、住民に対するメリツト、これは何でしょうか。

私は、議員報酬など議会費の節減が唯一だと思っております。このたびの請求の要旨では、この部分についてはうたっておりませんでした。ただ、申すまでもなく町財政は限られており、無駄をなくし、切り詰めるところは切り詰めてほしい、このことは等しく町民の願いでもあります。私は、その前提として考えるならば、本町の今年度一般会計予算に占める十六人の給与総額は5、405万5千円、共済費を合わせると総額6、038万9千円となり、つまり議員一人当たり377万4千円であり、単純に削減数に乗ずれば節減額がわかり、その価値は高いと私は思っております。毎年申すまでもなく、本町の人口は八十人規模で減になって進行しており、人口が減ることにより、議員も減らざるを得ないことは、私は当然

なことと受けとめております。

一方で、本町議会におきましては、議会運営委員会で定数、報酬等につき昨年の六月から八回にわたり議論を重ねてきております。もとより、議会改革とはなんでしょうか、そのいきつくところは定数、報酬等々でございます。そのことは、全員協議会に一定の中間報告をしておりますが、各位の議論の中ではなかなか先へ進まないことは、私の責任としても反省をしているところでございます。しかしながら、議会の存在意義は何でしょうか。議会として存立に本町議会議員は最低何人必要かなど、私は、今このたびの署名一、一三九人の方々の多様な思いは重く受けとめております。同時に私は、一九九九年にこの議会議員といたしまして送り出していただいてから、まさに住民からの直接請求、このことは、もちろん初めてでございます。同時に、現状同僚議員にとりまして、同様と思われま

す。であれば、全員野球の

ごとく、この機会に定数、報酬を今一度議論、審議を重ね、しかるべき議案に決断することが必要ではないか。決して遅きに帰してはいない。私はそういう考えを持っておりました。

来るべき議会において、このことがどう皆さん方と議論するか。全員の機会を与えていく議会について、まだ、議論が足りないのではないか。町民に提示することが、果たして、今この場でどうこうというのは遅きならずと、私は思うことでございます。

今、議会にこの条例提案されたことにつきまして、私は、私は反対の立場で述べさせていただきますが、ぜひこのことをご理解いただいで、しかるべき時にやるべきだと思いますが、私の一端を述べ、反対討論といたしたいと思えます。



6月16日

第二回定例会

議員提案第2号

(議員定数を13名に改める) を否決

提案趣旨

○館田 賢治議員

私は、今回議員提案で議員定数削減を十三名で提出をさせていただきました。なぜかという、去る先般、五月の二十八日臨時会において、田村さんほか皆さんから条例改正の直接請求をいただきました。おしくも九対六、九対六がおいしいのか差をつけられたのかわかりませんが、九対六という結果になりました。

その後、町民との間で非常にさらに議会と町民との間が遠くなった。非常にこれは信頼回復をどうやってしたらいいんだろうか。これは、私も年配のひとりとして、やはり議会と町民はそばにいてつながっていない。きやだめだ。どうあろうと一、二〇〇名からの署名

を受けて、この人たちの気持ちなどを救ったらいのかなど。十四名というのは、いわゆる田村さんほか皆さんは、十四名ではないから十二名にしないというのであります。その十二名を結果はどうであるか否決をしたわけでありまして、議員の数も否決をし、そして削減をするというところも否決をされたわけでありまして。そこで、このままでは住民との間は本当にだめになってしまおうと。

議会は片肺飛行のようなものだと。これをなんとか議会が一本化にする方法というものはないのかというふうに考えておりました。そこに、そうすると数字的には、やはり十三という数字しかでてこなかった。この十三で議員の皆さんの同意を得るのであれば十三

人で同意を得ていただいて、そして、住民との間の信頼回復に努めてみたい。なと、こういう気持ちで十三名を提案をしたわけでありまして。景気だとかいろいろなことは申したいことはありますけれども、それは五月の二十八日に今の標茶の状況もお話

しながら私も話したものですから、今ここでそれは再度お話しするつもりはありませんけれども、議員の皆さんのそういった町民との間の強い絆をつくるためにも、賢明なご判断をいただきたいと、こういうことで提案をしたわけでありまして。

議員提案第3号

(議員定数を14名に改める) を可決

提案趣旨

○小野寺典男議員

議員提案第三号、標茶町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案趣旨並びに内容を説明いたします。

平成十二年の地方分権一括法の施行以来、地方自治体は、従来にもまして地域の実情に即した政策を形成し、自らの責任において実施することが求められております。議会の果たすべき役割もますます大きくなつてきております。さらに平成二十一年十月に出された

地方分権改革推進委員会の第三次勧告では、これまで地方自治体の自治事務を縛っているとして「義務付け・枠付け」の見直しを示され、これまで以上に地方自治体が地域の実情に即した自主的な判断が求められるとともに、同時に議会のチェック機能もこれまで以上に求められております。

自分の住んでいる町の行方は、どこで決めるのか、住民の望む多様な意見が討議され、政治合意が形成される場でありまして。

国が推進した市町村合併推進特別法が平成二十二年

三月を持って期限切れとなり、現政権下では今後は、自治体の自主的判断に委ねることとなりました。

標茶町も合併せず、自主、自立の道を選択し、協働のまちづくりを進めているところでありますが、依然として厳しさが続く財政状況の中で、少子高齢化の進展、人口減少時代の到来、環境問題等々の課題に直面しており、将来にわたって持続可能な行財政の運営を実現するため、事務事業の簡素・効率化、職員定数の適正化など様々な行財政改革に取り組んでいるところでもあります。

一方、近隣町村の議会において、厳しい町村財政の状況等を反映し、議員定数を見直す動きが広がり、議員定数も減少してきておりますが、議会として存立に議員が何人必要か、人口に応じた適正規模など、明確な理論的根拠はありませんが、単に社会状況や近隣町村との比較といった一般論で定数削減圧力が進むと議会無用論、そして議会制民主主義の否定にもなりかねません。

行政改革や経費削減といった観点のみの議論ではなく、人口や面積・職域などによる町の特性、住民の多様なニーズ、意思を正確に反映させることが大事であります。全住民に相応する数が必要であります。

地方分権社会にふさわしいチェック機能としての機能を発揮しつつ、町民の信頼と付託に十分応え、的確に反映できる議会を念頭に、管内、道内の状況等、科学的見地から総合的に判断し、現行十六名の定数から、次期改選期より、標茶町議会議員の定数を二名削減し、十四名にする提案をするものであります。

賛成討論

林 博議員

ただ今提案されました、標茶町議会議員定数を十六名から十四名にする条例案について、私の意見を述べたいと思います。

私は、平成十九年五月から標茶町議会に参加させていただくことができ、早三年がたちました。当初、何とかやれるだろ

うと、正直少し甘い考えでいたかもしれない。しかし、いざやってみると、責任の重さや内容の多さにとまどってしまいうほどです。

役割は、私はいまさら話すまでもありませんが、町全体の財政をはじめ、福祉や医療、教育、産業、商工、観光等、幅広い分野にわたって、それをこなしてこられた、先輩議員の皆様には、敬意を表したいと思います。五月二十八日に開催された、臨時議会に提案されました、議員定数改正の条例案で、反対討論されました議員の多くから、急激な削減への不安や、今後の議会、議員の役割などについて述べられていました。

私は、議員になるまでは定数について、削減は当たり前のことのように考えていました。

しかし、議員の職務や職責の重さを初め、町のこれから、すなわち町民の今後の生活を決めていく上で、少人数で決定してしまうことには、不安と危険性があるのではないかと考えます。人数が少なくなればそれだけ意見や発想も減り、議

論が減ってしまうことは間違いありません。そのことが本当に町民のためになるとは思えません。

町民の声を多く反映させ、多くの議論をして、住みよい町をともにつくりあげていくには、町民の代表である議員は、職種や年代、そして男女を問わず幅広くなっていていただくほうが良く、財政が許されるならば、なるべくなら減らさないほうが良いと、私は考えます。しかしながら、近年の社会情勢や、本町の財政状況を考えたとき、若干の削減はやむを得ないと考え、今回の提案には賛成いたします。

賛成討論

末柄 薫議員

標茶町議会議員の定数を十四人に改正する条例案が提案されましたが、これに賛成する討論を述べさせていただきます。

昨年十二月には、議会運営委員会として計八回の協議と「議員定数等に関する意見を聞く会」を開催、調査の結果、議員定数十六名から十四名とする報告がな

されてから、早六カ月がたっております。

標茶町には、財政規模の大きさ、産婦人科のある自治体病院、総面積2、200ヘクタールを有する育成牧場、総延長700キロメートル以上に及ぶ町道、また、小学校九校、中学校七校、この学校数の多さ、また、農地と山林の面積の広大さなど、他の自治体と違った条件がたくさんあります。それだけに、議会、議員に果たされる多くのものが求められているわけでもあります。

今議会では、議会改革が検討されており、住民の皆さんとより多く話し合う機会をつくり、住民参加のより開かれた議会づくりを進め、また、議員の資質の向上、議会議論の向上が図られれば、また一歩進んだ議員定数の議論もあるかとの僕の思いもあります。また、地方自治法の改正も予想され、依然として先の見えない時代が続くことを考えれば、急激な変化は避けるべきであり、慎重に考えなければなりません。住民の代表である議員

が、何人で議会を構成していくかは、住民の声を聞き、最善の意思決定をしながら、行政のチェック機能を果たしていくための基本事項であります。

しかし、議員が何人必要なのか、議員は何人が適当なのか、明確な理論的根拠がなく、難しい問題であります。これが、これまでに標茶町議会は、議員、議会自ら判断によって、二人ずつの定数削減をしてきております。議員一人当たりの人口も五〇〇人前後と、町の人口の減少に合わせて統一され実施されてきております。

このたび提案の十四人の定数では、議員一人当たりの人口は、現時点では六〇〇人を超えておりますが、将来の人口減を予想したとき、これはいたしかたないものと考えます。

そこで、以上のことから、私は、議員定数を現十六人から二人減の十四人に削減することが妥当と考え、条例の改正案に賛成をいたします。

以上で、終わります。

賛成討論

伊藤 淳一 議員

議員定数を十六名から四名とする、提案されました条例改正案に賛成の立場で討論いたします。

先の臨時会で住民請求による「議員定数を十二名とする条例改正案」を審議し、私は議員定数十六名から四名を減じることに反対したひとりです。

その時の繰り返しになりますが、議員定数の削減はやむなし、しかしその減じる数は二名ぐらいいにとどめるべきと述べました。

削減せざるを得ないことは、一般的な言い方になります。が、昨今の社会情勢から考え、住民の意思と議会の意思、住民の考えと議会の考えが乖離しないように、そのずれの幅を少なくしなければなりません。その点から少ない数の削減はやむを得ないと考えるからです。

また、今回提案の二名削減案は、私が考える最小、もつとも少ない数であることで賛成するものです。議員、住民の中には現状の十

六名を維持すべきという考えの方もいらっしゃると思います。一方、前回の住民請求のように十二名ないし十名でもいいという考えの方もいます。そのような中において、私は議会の役割であります。行政執行者のチェック機能、いわゆる監視機能、町づくり推進の提案や提言をしていく施策策定機能、また、町民の声を聞くという意味での住民代表機能、それらを果たすためには、議員の幅広い人材の確保が必要であります。先ほどの議員の言葉の中にありました。が、女性や若い人、職種の違う人などが議員として出やすいように、入り口を狭めず、少しでも広げておき、議員の幅広い人材確保ができるように努めなければなりません。そのような点から二名削減が賢明な選択であるというふうに考えます。

また、委員会構成を考えた場合、現行は三委員会、議長を除き、各委員会五名ずつで運営しています。今後、議員定数が十四名となれば、おそらく二委員会となることというふうに予想いたします。そうなれば一

委員会七名・六名という構成人数になるわけです。少数精鋭というときには都合の良いように使われますが、決してそうでないということもあります。現行の五人の委員会活動よりも、かつて私が経験した議員定数が二十名のときの一委員会は七名・六名・六名、また定数十八名の時は一委員会六名・六名、そして一委員会だけが五名でしたが、一

委員会六名以上のときの方がそれぞれの意見が交され活発だったというふうに思い起こすところでもあります。そのような点からも、議員定数は現行より二名減の十四名が適当と考え、ここに賛成討論をいたしました。議員各位の賢明なる判断のもと、賛同していただくことをお願いし、賛成討論といたします。

第二回臨時会 緊急質問

口蹄疫の町対策本部を 小野寺典男議員

問 法定伝染病である口蹄疫が、四月二十日宮崎県で発生し、県では家畜の殺処分が行われ非常事態宣言も出している。

本町では、道外から多和育成牧場の受け入れ、肉牛の民間受け入れの実態があり、感染が危惧される。また、最近放牧型酪農も増えてきているが、鹿に感染でもしたら大変な事態になる。

防疫体制と今後の対応に

答 育成牧場の道外牛の受け入れについては、リスク管理の徹底を図り従前どおりとした。

本町でも、ウイルスの侵入を防ぐため農場等の消毒の徹底に取り組んでいる。また、イベントなどでは、乳牛、種馬共進会、ばん馬大会が中止、延期になっている。

本町における対策本部は、現時点においては設置するまでの状況にないと判断しているが、今後の推移をみながら自衛防疫協議会をベースに万が一の際の準備をしている。

- 三月十六日 広報調査特別委員会
- 三月十八日 釧路北部消防事務組合議会
- 三月二十六日 第一回臨時会
- 四月七日 広報調査特別委員会
- 四月八日 広報調査特別委員会
- 四月九日 広報調査特別委員会
- 四月十二日 議会運営委員会
- 四月十三日 全員協議会
- 四月十五日 広報調査特別委員会
- 四月十九日 広報調査特別委員会
- 四月二十日 産業建設委員会所管事務調査
- 四月二十三日
- 四月二十七日 議会運営委員会
- 五月十四日 議会運営委員会
- 五月十七日 厚生文教委員会
- 五月十九日 釧路北部消防事務組合議会
- 五月二十七日 第二回臨時会
- 五月二十七日 議会運営委員会
- 五月二十八日 第二回臨時会
- 六月七日 産業建設委員会
- 六月八日 総務委員会
- 六月十一日 議会運営委員会
- 六月十五日 第二回定例会
- 六月十六日

七月一日
北海道町村議会議員
研修会に参加

毎年札幌で開催される全道の議員研修に標茶町からも十六人全員が参加して、研修を深めました。

講演

◎ 農業ビックバンの経済学
Ⅱ グローバル化と

人口減少時代の農政改革Ⅱ
経済産業研究所

上席研究員 山下 一仁氏

◎ 政局展望
白鷗大学法学部

教授 福岡 政行氏



編集後記

前回、議員定数削減の条例改正が行われて七年、現行の十六名の議員定数が実施されて三年余が経過しましたが、今年六月に開催された第二回定例会において、次の一般選挙から標茶町の議員定数は現行の二名減で十四名とすることが決まりました。

これに先立ち、住民の直接請求に基づく議員定数に関する条例改正案(十二名案)は、五月二十八日の臨時議会で審議されました。採決の結果は否決でしたが、傍聴席に入りきらないほどの住民のみなさんを迎え、賛成討論三名、反対討論七名という非常に白熱した議論が行われました。

「議会だより」七十七号は、議員定数の特集を企画し、五月二十八日の臨時議会、六月十五、十六日の第二回定例会の様相を出来るだけ詳しく掲載しましたのでどうぞお読みください。

議員定数問題は、ただ単に議員の数を何名にするかということにとどまらず、議会の使命、議員の職責について、多くの住民のみなさんの参加も得ながら幅広く議論する場をつくることになったと思います。

「議会だより」編集委員は、会議録を読み直し、編集する作業の中で、議員は、常に住民から選ばれた人格・識見ともにすぐれた代表者であることをめざすこと、また、議場での議員の言葉や質問は、住民の意見であり疑問であり声であることをあらためて再確認しました。

第二回定例会では、住民のみなさんの負担軽減のため、国保会計に一般会計から五、一〇〇万円を繰り入れ、国保税の値上げを止める提案を町が行い、議会はこれを可決する中、一方で、消費税の値上げを大きな争点とした参議院選挙がたたかれていた中の七十七号の編集作業でした。

日一日と緑が濃くなり、口蹄疫を心配しつつ、一番草の刈り取りでトラクターが忙しく牧草畑を走っています。「議会だより」が届くころには、口蹄疫の心配も消え、国民の暮らしに希望が持てるような選挙結果が出ていることを願っての編集後記といたします。

(文責 深見 迪)